

令和7年4月24日	
所 属	資産税課
所属長	中尾 智次
電 話	06-6489-6262

固定資産税・都市計画税に係る国家賠償請求事件について（概要）

1 概要

- (1) 原告 日亜鋼業株式会社（尼崎市中浜町19番地）
被告 尼崎市
- (2) 対象土地 （原告所有土地31筆のうち）道意町6丁目74番地 他19筆
- (3) 訴えの要旨 平成15年度から平成29年度において、用途地区の区分の誤りにより過去に払い過ぎた固定資産税・都市計画税約2億円とその法定利息及び訴訟費用を支払え
- (4) 訴訟提起日 令和4年10月28日（訴状收受日 令和4年11月15日）
- (5) 第1回口頭弁論期日 令和5年1月17日
- (6) 本市の主張 本市の対応に違法性及び過失並びに注意義務違反はない。
- (7) 判決日 令和7年4月22日（神戸地方裁判所尼崎支部）
- (8) 判決要旨
 - 1 被告は、原告に対し、1億9333万3896円及び納付済額の各納付日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

2 市街地宅地評価法について

上記(3)のとおり、本事件は「用途地区」の扱いが争点の一つとなっている。「用途地区」とは現実の利用状況に着目した税制（固定資産評価）上の区分であり、都市計画上の「用途地域」とは異なる。固定資産評価における用途地区の位置付けや詳細、本事件との関係は別添図1のとおり。

対象土地が所在する地域周辺は複数の用途地区が混在している。令和6年度及び平成30年度時点での対象土地周辺の用途地区は別添図2のとおり。なお、後述する理由から、令和6年度と平成30年度の間で対象土地が属する用途地区に変化が生じている。

3 事件の経緯・経過

- (1) 平成30年7月27日
原告が尼崎市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）への審査申出。原告は、対象土地の用途地区は中小工場地区ではなく大工場地区であるとの主張
- (2) 令和3年9月24日
委員会は、原告の「大工場地区として評価すべき」という主張を認容する審査決定され、その後、本市が同決定に基づく評価額の修正
- (3) 令和4年2月22日

原告から平成29年度分の過納金還付請求

(4) 令和4年3月9日

本市による平成29年度の税額修正は行わない旨の回答

(5) 令和4年3月25日

原告から平成14年度から平成29年度の固定資産税及び都市計画税相当額並びに利息相当分約3億円支払請求

(6) 令和4年5月9日

本市は返還を行わない旨の回答

(7) 令和4年10月28日

原告による訴えの提起

(8) 令和6年9月17日

裁判所から和解勧告を行った際に和解に向けた対応可能性についての検討依頼があった。

(9) 令和6年10月29日

裁判所からの和解勧告による和解に向けた対応可能性については、次の理由から和解ではなく、判決を求めることを主張した。

- ① 委員会はいくまで評価額の修正を決定する機関であり、令和3年の委員会の決定は、平成30年度の評価額の修正が示されたに過ぎない。
- ② 本事件は、本市の固定資産評価手続きが、国家賠償法上の「違法」な損害に該当するかが主な争点であり、委員会とは審理の対象が全く異なる。
- ③ 和解に応じるとした場合、根拠が不明な和解金額での和解となる。
- ④ 本市が仮に敗訴（一部敗訴）となった場合、判決理由において示される本件に係る本市の固定資産評価手法についての裁判官の考えを基に控訴を行い、上級審の判断を求めることができる。
- ⑤ 和解に応じた場合、対象土地と同一地区内の他の納税義務者から本件と同様の訴えの提起がされる可能性がある。

(10) 令和7年2月4日

口頭弁論結審（口頭弁論期日 令和5年6回 令和6年6回 令和7年1回 合計13回）

(11) 令和7年4月22日

第1審判決言渡し

4 訴訟における争点

(1) 賦課処分の違法性

・ 原告の主張

用途地区の定義は法的拘束力を有するものであるから、本市が中小工場地区として評価したことには注意義務の違反が存在する。したがって、国家賠償法第1条第1項の違法が認められる。

・ 本市の主張

用途地区の定義は法的拘束力のない技術的助言に過ぎず、本市が中小工場地区として評価したことには注意義務の違反は存在しない。したがって、国家賠償法第1条第1項の違法は認められない。

(2) 損害の発生とその額

- ・ 原告の主張

平成15年度から平成29年度において、実際に納付した税額と大工場地区であることを前提に試算した税額の差額。

- ・ 本市の主張

用途地区の区分は本来十分な時間をかけた検討が必要。したがって、平成15年度から平成29年度までに遡って大工場地区であることを前提の試算ができないことから、中小工場地区としての税額の試算を行い、裁判所に提示。

(3) 消滅時効の起算点

- ・ 原告の主張

審査決定の結果を知ったのは令和3年9月28日であり、訴訟提起時点で3年の消滅時効は完成していない。

- ・ 本市の主張

過大な税負担を強いられている旨を本市に対して主張した、平成29年10月4日から消滅時効が起算されるため、訴訟提起時点で既に3年の消滅時効が完成している。

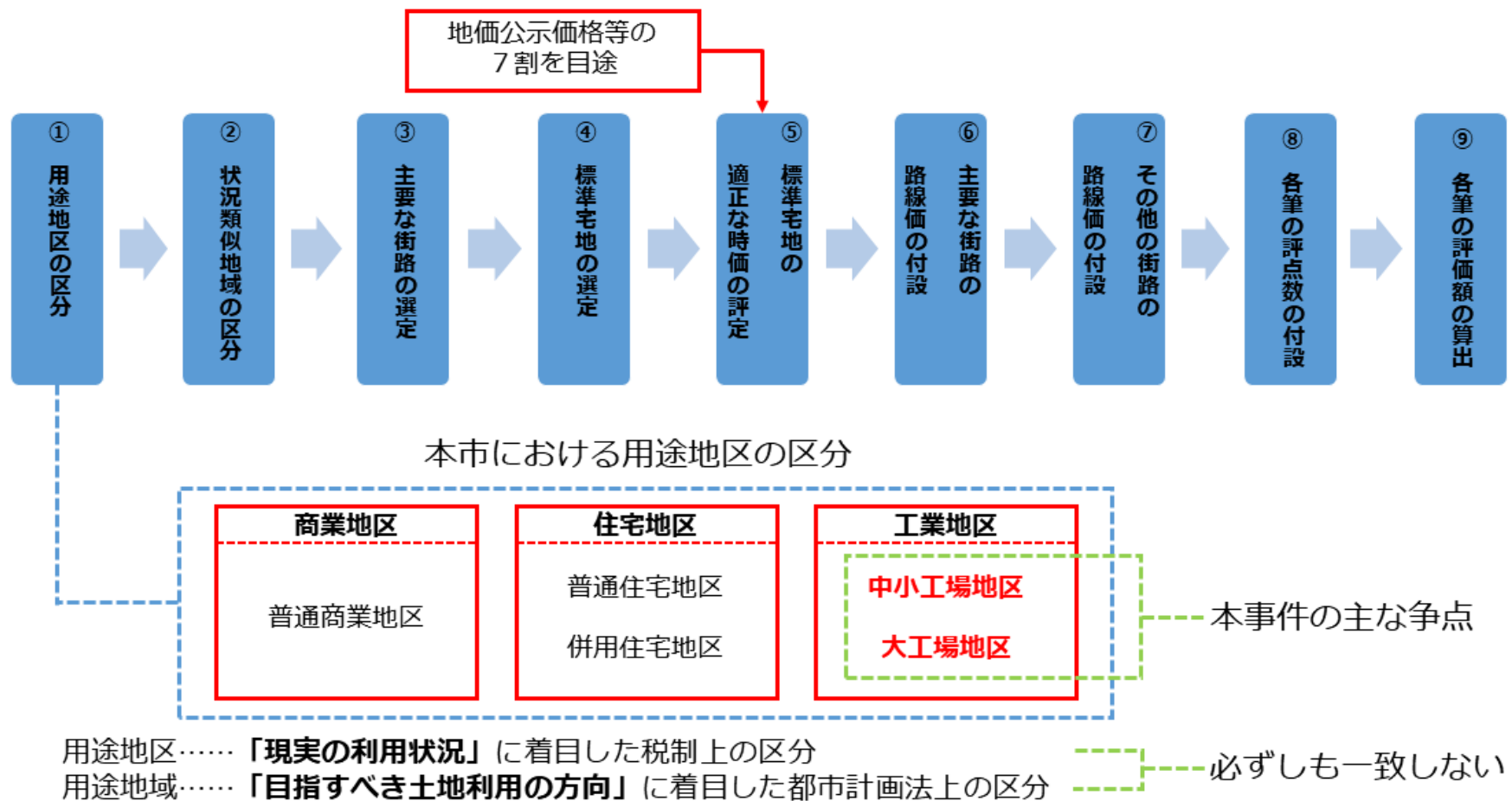
5 判決後の本市の対応予定

令和7年4月22日（火）神戸地方裁判所尼崎支部にて判決言渡し

第1審判決は、本市側の敗訴であり、判決内容に不服であるため、大阪高等裁判所に控訴する手続きを行いたいが、判決（判決文到達日）から2週間以内に市議会の議決を得ることは、議会日程との関係から難しい状況にあるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により対応をさせていただいた。その後、5月開会予定の市議会定例会にて同処分について承認を求める。

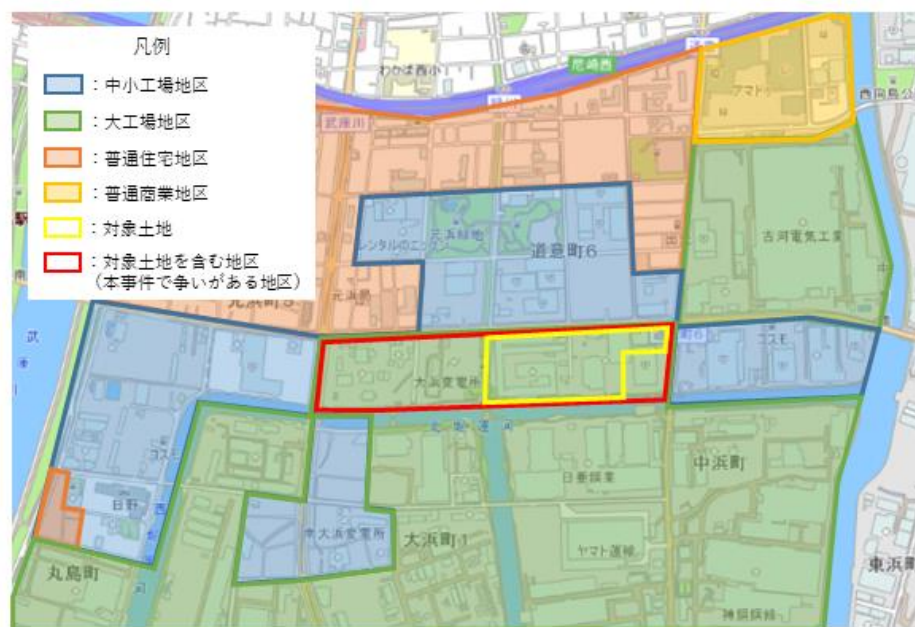
以 上

(別添図 1) 市街地宅地評価法について



(別添図2) 対象土地について

令和6年度時点の用途地区の区分図（抜粋）



平成30年度時点の用途地区の区分図（抜粋）

